令和６年度　いわき市立宮小学校　いじめ防止基本方針

平成３０年９月改訂

**いじめの定義**

|  |
| --- |
| 「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。　　　　　　　　　　　　　　　「いじめ防止対策推進法　第2条」 |

１　いじめに対する基本的な考え方

（１）いじめの定義に照らし、①当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、②心理的又は物理的な影響を与える行為であり、③当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものは、軽微な行為もすべていじめととらえる。

（２）すべての児童が安心して安全な生活を送ることができるように、いじめに対する認識を全教職員で共有し、迅速かつ組織的に対応する。

（３）いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

２　いじめ防止等の対策のための校内組織

（１）生徒指導委員会内にいじめ対策委員会を常設する。

（２）いじめ対策委員会は、校長（委員長）、教頭（副委員長）、生徒指導主事（いじめ対策主任）、教務主任、養護教諭及び委員長が必要と認める者で構成する。

（３）いじめ対策委員会は次のことを行う。

　　①　「学校いじめ防止基本方針」の確実な実行

　　②　いじめの未然防止、早期発見、早期対応の推進

　　③　いじめ発生時の組織的対応

　　④　「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し

３　いじめに対する対応・措置の基本方針

（１）教職員は、いじめの積極的な認知に努め、ささいな兆候に気付いたとき、いじめが懸念されるとき、児童や保護者等からの訴えがあったときは、いじめであるかどうかにかかわらず、速やかにいじめ対策委員会に報告するとともに、いじめの事実の有無を確認する。

（２）いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援やいじめを行った児童への指導およびその保護者への助言を継続的に行う。

（３）必要に応じて、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。

（４）いじめを認知した場合は、事実関係や経緯、委員会の対応等の情報を全職員及び関係する保護者で共有し、今後の対応方針について共通理解を図る。

（５）いじめが犯罪行為として取り扱われるべき内容に及ぶ場合は、児童の生命・身体または財産を守るため、適切な援助を求めることに躊躇せず、警察署と連携して対処する。

４　具体的取り組み内容

（１）いじめの未然防止

|  |
| --- |
| いじめはどの子どもにも起こりうるという認識を持ち、問題が発生してから対応するのではなく、問題が発生しにくい土壌をつくるという考え方で取り組む。すべての児童を対象に社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行うことの大切さを伝え、善いことは善い、悪いことは悪いということを毅然とした態度で教える。 |

①　いじめについての指導

　・　いじめは法律で禁止されており、決して許されないことであることを理解させる。

　・　どんな行為がいじめになるのかを具体的に理解させる。

　・　いじめに軽い、重いの差はなく、相手が心身の苦痛を感じていればすべていじめになることを理解させる。

②　明るく楽しい学校・学級づくり

　・　子どもに対する教師の受容的・共感的態度により、一人一人のよさを発揮させる。

　・　互いの個性を認め合い、一人一人に自己肯定感を持たせる学級づくりをする。

　・　学級のルールがきちんと守られるような指導を継続して行う。

　・　子どもの自発的・自治的活動を促し、規律と活気ある学級づくりをする。

　・　正しい言葉遣いをさせる。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いは許さない。

　・　たてわり班活動を生かし、学校全体で思いやりの心を育てる。

③　児童の心に響く道徳教育の実践

　・　善いことと悪いことを具体的に教え、善悪の判断ができるようにする。

　・　「親切、思いやり」を重点価値として位置付け、思いやりの心情を育てるとともに、相手の立場に立って親切にしようとする態度を育てる。

　・　体験活動や栽培活動を通して、自然を愛護し、生命を慈しむ心情を育てる。

④　共感のある豊かな学び、豊かな体験活動

　・　自己決定、自己存在感、共感的人間関係のある授業づくりをする。

　・　楽しい授業、わかる授業を通して、児童の知的好奇心を満たし、一人一人に向上的変容を実感させる。

　・　学校行事や体験活動では、新たな課題やより高い目標に挑戦する経験を通して、達成感や人間関係の深まりを味わわせる。

（２）いじめの早期発見

|  |
| --- |
| いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。この認識に基づき、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう心がける。 |

①　日常的な観察による児童理解

　・　児童と教師の信頼関係を築き、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

　・　児童の表情や態度を観察し、気になる児童に対しては、速やかに話を聴く。

　・　大休憩やグループでの活動等で、孤立しがちな児童がいないか観察する。

　・　掲示物等にいたずらがないか、持ち物に落書きや悪口が書かれていないか観察する。

　・　日記等を活用して、児童の思いや悩みの把握に努める。

②　教職員相互の情報交換

　・　養護教諭は保健室来室児童の様子から、気になる児童の情報を担任に提供する。

　・　分科担任や補欠授業者は、気になる児童の情報を担任に提供する。

・　清掃活動や委員会活動、クラブ活動の児童の様子を共有する。

　　③　生徒指導委員会での情報交換

・　校内生徒指委員会で情報交換会を行い、児童の現況やいじめの兆候の把握に努める。

・　小さなことでも話題にし、情報を共有する。

④　いじめの実態把握と教育相談の実施

　・　毎学期１回（５月・１０月・２月）児童対象に「困りごと調べ」を実施する。

　・　１１月に保護者との教育相談を実施し、不安や悩みがないか聞き取る。

（３）いじめに対する措置

|  |
| --- |
| いじめを発見した場合やいじめの通報を受けた場合には、独断で判断せず、いじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。対応の基本は、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関や専門機関と連携して対応に当たる。  教職員…いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を発見した場合は、速やかに管理職に報告する。  校　長…速やかにいじめ対策委員会を招集し、いじめの有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。 |

　　①　対応方針の決定

　　　・　いじめ対策委員会で指導のねらいを明確にした対応方針を決定する。

緊急性はあるか

不登校等、重大事態に発展する可能性はあるか

ＳＣの派遣や警察等、関係機関との連携は必要か

　　　・　役割分担を確認する。

被害児童からの聞き取りと支援担当

加害児童からの聞き取りと指導担当

周囲の児童からの聞き取りと指導担当

保護者への対応担当

関係機関への対応担当

　　②　正確な事実確認

　　　・　被害児童、加害児童、周囲の児童から聞き取りを行い、事実確認をする。

　　　・　聞き取り内容を照らし合わせ、矛盾や整合性を確認する。

③　被害児童、加害児童、周囲の児童への対応

　　［被害児童への対応］

　・　被害児童にとって信頼できる人（親しい友達や教師、家族等）と連携を図り、寄り添い支える体制を作る。

　　［加害児童への対応］

・　いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自分の行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育てる。

［周囲の児童への対応］

・　自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

④　保護者との連携

・　いじめを認知したら、即日、被害・加害児童の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

（４）重大事態への対応

|  |
| --- |
| 【重大事態とは】  Ⅰ　「生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」  　　　　ア　児童生徒が自殺を企図した場合  　　　　イ　身体に重大な障害を負った場合  　　　　ウ　金品等に重大な被害を被った場合  　　　　エ　精神等の疾患を発症した場合  Ⅱ　「相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑い」  ア　年間30日を目安  イ　一定期間連続して欠席しているような場合 |

重大事態が発生した場合には、直ちにいわき市教育委員会や警察に報告し、市教委の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

　　①　いじめ対策委員会による調査

　　　・　事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

　　　・　因果関係の特定をするのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

　　　・　これまでに学校で実施している調査資料も再分析する。

　　②　被害児童と保護者に対する情報提供

　　　・　調査した事実関係についての情報を適切に提供する。

　　　・　関係者の個人情報に配慮しつつも、個人情報保護を盾に説明を怠らない。

　　③　調査結果の報告

　　　・　調査結果をいわき市教育委員会に報告する。

　　④　調査結果を踏まえた措置

　　　・　被害児童またはその保護者への継続的な支援を行う。

　　　・　加害児童への指導を行う。

　　　・　他の指導への心のケアを行う。

　　⑤　児童の心のケア

　　　・　必要に応じて緊急時ＳＣの派遣を要請する。

（５）その他

①　校内研修の実施

・　いじめの対応に係る教職員の資質向上を図るため、校内研修会を実施する。

②　関連研修会内容の伝達講習及び共有化

・　いじめに関する外部研修会内容について伝達講習を行い、共有化を図る。